

千葉県公共建築設計業務委託特記仕様書（解体工事） （令和7年12月版）

I 業務概要

1. 業務名称

（葛南合同庁舎建築工事他基本・実施設計）

2. 解体施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 （千葉県消費者センター 及び 葛南土木事務所 高瀬分庁舎）
- (2) 敷地の場所 （船橋市高瀬町）
- (3) 施設用途 （庁舎）

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

【※】印が付いた事項は、「千葉県公共建築設計業務委託特記仕様書（新築工事等）」へ記載したとおりとする。

4. 設計条件

(1) 解体施設

解体施設名	構造・規模	延べ面積	備考
① 千葉県消費者センター 本館	RC 造・3階建て	2999.40 m ²	
② 別棟	RC 造・1階建て	18.00 m ²	
③ 葛南土木事務所高瀬分庁舎 本棟	RC 造・2階建て	760.64 m ²	
④ 車庫倉庫棟	S 造・2階建て	211.20 m ²	

(2) その他の設計条件

その他の設計条件については、次による。

- 供給設備（電気、ガス、上下水道）の撤去範囲等については、調査職員の指示により、各事業者と十分協議の上、設計すること。
- 解体工事を行うにあたり必要となる法令等の調査を行うこと。
- ・

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「千葉県公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - (a) 実施設計に関する一般業務
 - 解体工事実施設計（○総合 ○構造 ○電気設備 ○機械設備）
 - ・ 改修工事実施設計（・建築 ・設備）
- (2) 追加業務の内容及び範囲
 - 積算
積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積り検討資料の作成
 - リサイクル計画書の作成
 - 概略工事工程表の作成
- (3) 中間検査の実施の要否 【※】
- (4) 安全審査の実施の要否 【※】

2. 業務の実施

- (1) 一般事項
 - (a) 実施設計業務は、掲示された設計条件、適用基準に基づき行う。
 - (b) 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
 - (c) 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
 - (d) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
 - (e) 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和 2 年 10 月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省又は千葉県が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

年版等については契約時の最新版によることとし、契約期間内に改定等があった場合には、受発注者の協議により適用する年版を決定する。

なお、貸与品および市販されているもの以外は国土交通省又は千葉県ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- (a) 共通
 - 建築設計業務等電子納品要領
 - 千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】
 - 千葉県公共建築工事積算基準
 - 千葉県公共建築工事共通費積算基準
 - 公共建築工事標準単価積算基準
 - 千葉県公共建築工事積算基準等資料
 - 建築物解体工事共通仕様書
 - 千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン
 - ・
- (b) 建築
 - 建築工事設計図書作成基準
 - 建築工事設計図書作成基準の資料
 - 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - ・
- (c) 建築積算
 - 公共建築数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
 - ・ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
 - ・
- (d) 設備
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ・
- (e) 設備積算
 - 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
 - ・ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)
 - ・
- (3) 提出書類 【※】
- (4) 業務計画書 【※】
- (5) 管理技術者の資格要件 【※】
- (6) 貸与品等 【※】

- (7) 打合せ及び記録 【※】
- (8) 書面手続 【※】
- (9) 情報管理体制の確保 【※】
- (10) 図面等の作成上の留意点 【※】
- (11) 成果物等の情報の適正な管理 【※】
- (12) その他、業務の履行に係る条件等 【※】

(13) 調査の実施

調査結果は調査書に取りまとめ、解体工事費の積算に反映させる。

(a) 既存の設計図書及び目視による調査（事前調査）

アスベスト含有建材及び PCB 使用機器類、PCB 含有シーリング並びに廃油、廃酸・廃アルカリ等の特別管理産業廃棄物や、フロン、ハロン、放射性物質（イオン化式感知器等）、六フッ化硫黄ガス（ガス絶縁開閉器等）、特定科学物質など、特殊な回収や処理を要する物質の有無を既存の設計図書及び目視（現況や製品名、製造所名、製造年、型式番号等）により調査した上で、分析調査の必要性、アスベスト含有の有無等を確認する。調査結果を一覧表として作成する。

(b) 事前調査における調査者の資格

大気汚染防止法に基づく事前調査の調査者については、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 2 号の規定により、一般建築物石綿含有建材調査者等、一定の知見を有する者とする。

(c) 分析による調査（分析調査）

調査数等については下記のとおり。

なお、事前に調査箇所等を含め調査職員と協議すること。

○ アスベスト含有分析調査

調査数：（ 3 3 ）箇所

調査方法：「JIS A 1481-1（定性分析）」による。

・ PCB 含有分析調査（シーリング材 2 次分析）

調査数：（ ）箇所

調査方法：「JIS K 0114（GC-ECD 法）」による。

・ ダイオキシン含有分析調査

調査数：（ ）箇所

調査方法：「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル 平成 21 年 3 月
環境省 水・大気環境局土壌環境課」による。

3. 成果物、提出部数等

最終成果物の事前確認資料を下記の時期までに提出することとし、業務実施工程表に反映する。

- ・ 契約日末日の一か月前

◎ 令和 10 年 1 月 21 日

(1) 解体実施設計

成果物等	正	副	適用
(a) 総合 ◎ 総合設計図 ◎ 仕様書 ◎ 仕上表 ◎ 面積表及び求積図 ◎ 敷地案内図 ◎ 配置図 ◎ 平面図（各階） ◎ 断面図 ◎ 立面図（各面） ◎ 矩形図 ◎ 天井伏図（各階） ◎ 建具表 ◎ 外構図 ◎ 総合仮設計画図 ・ ・	1 部	2 部	
(b) 構造 ◎ 構造設計図 ◎ 伏図（各階） ◎ 軸組図 ◎ 部材断面表 ◎ 各部断面図 ◎ 各部詳細図 ・ ・	1 部	2 部	
(c) 電気設備 ◎ 電気設備設計図 ◎ 仕様書 ◎ 敷地案内図 ◎ 配置図 ◎ 電灯設備図 ◎ 動力設備図 ・ 電気自動車用充電設備図	1 部	2 部	

・ 電熱設備図 ○ 雷保護設備図 ○ 受変電設備図 ○ 発電設備図 ○ 構内情報通信網設備図 ○ 構内交換設備図 ○ 情報表示設備図 ○ 映像・音響設備図 ○ 拡声設備図 ○ 誘導支援設備図 ○ テレビ共同受信設備図 ○ テレビ電波障害防除設備図 ○ 監視カメラ設備図 ○ 駐車場管制設備図 ○ 防犯・入退室管理設備図 ○ 火災報知設備図 ○ 中央監視制御設備図 ○ 構内配電路線図 ○ 構内通信路線図 ・			
(d) 機械設備 ○ 機械設備設計図 ○ 仕様書 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 空気調和設備図 ○ 換気設備図 ○ 排煙設備図 ○ 自動制御設備図 ○ 衛生器具設備図 ○ 給水設備図 ○ 排水設備図 ○ 給湯設備図 ・ 消火設備図 ・ 厨房設備図 ○ ガス設備図 ・ 浄化槽設備図 ・ 排水再利用設備図 ○ 雨水利用設備図 ・ ごみ処理設備図 ○ エレベーター設備図 ・ 小荷物専用昇降機設備図	1 部	2 部	

・ エスカレーター設備図 ・ 機械式駐車場設備図 ◎ 特殊機器設備図 ◎ 特殊ガス設備図 ・			
(e) 建築積算 ◎ 建築工事積算数量算出書 1 部 ◎ 建築工事積算数量算出書のうち建築工事積算数量調書 1 部 ◎ 見積書等関係資料 1 部 ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） 1 部 ◎ 単価資料 1 部 ・			
(f) 電気設備積算 ◎ 電気設備工事積算数量算出書 1 部 ◎ 電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書 1 部 ◎ 見積書等関係資料 1 部 ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） 1 部 ◎ 単価資料 1 部 ・			
(g) 機械設備積算 ◎ 機械設備工事積算数量算出書 1 部 ◎ 機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書 1 部 ◎ 見積書等関係資料 1 部 ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編） 1 部 ◎ 単価資料 1 部 ・			
(h) その他 ◎ リサイクル計画書 1 部 ◎ 特別管理産業廃棄物等調査結果報告書 1 部 ※アスベスト分析調査結果を含む ◎ 概略工事工程表 1 部 ・			
(i) 資料 ◎ 各種技術資料 一式 ◎ 各記録書 一式 ・			

-
- (注) : 正副と併せて CD-R 等による提出も行う。
- : 構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。
- : 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所) 「内訳書作成システム」による。
- : 設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 図面関係は原則として A1 版製本とするが、調査職員との協議による。
- : 図面以外は原則として A4 版ファイル綴じとするが、調査職員との協議による。
- : CD-R 等により提出する成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、「建築設計業務等電子納品要領」及び「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」による。
- 電子成果品のファイル形式は、「建築設計業務等電子納品要領」、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」によるほか、オリジナルファイルも提出する。
- なお、オリジナルファイルのファイル形式については調査職員と協議する。
- : 電子媒体 (CD-R) の提出部数は (2) 部とする。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」(令和 2 年 7 月 20 日中央建設業審議会決定)、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成 30 年 2 月)を参照し、適正な工期を設定する。